

安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリックコメントの結果について

・意見等の募集期間:令和7年2月3日(水)～2月28日(金)

・意見等の受付人数:5人(持参:2人、FAX1人、メール2人)

・意見等の受付件数:21件

番号	頁	条項	意見等	市の考え方
1	全体		<p>道路脇にゴミの山です。 約 150mに渡り積み上げて あり散乱してます。 道路が坂道でカーブして る為風が強いと道路まで散乱し ます。 前回も環境政策課に伝えま したが対応がなされず、今に 至っております。 車がゴミを避けようとして、 散歩してると接触事故にな りそうでした。 生活安全確保、及び、生活環 境保全の為条例に加えて下さ い。 宜しくお願い致します。</p>	<p>住居等における堆積物による 不良な生活環境については、安 中市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例により規制す べき対象ではないため、今後他 の条例等での検討課題とさせ ていただきます。</p>
2	全体		<p>宅地造成や土地の埋め立てに 必要な土砂は業者による任意 と自己判断によって埋め立て られている状態であって、搬 入されている土砂に公害的な 成分が混入しているかは不明 であると思います。 何処から、どのくらいの量が、 運び込まれたかも不明です、 おそらく詳細について追及す ることは不可能であると思 います。 業者は何処の場所からどのく らいの量が、そしてその土砂 は安全な物かをある程度確認 し、記録として残しておくこと が大事ですが、個人営業者は お構い無し状態です。</p>	<p>現行の安中市土砂等による埋 立て等の規制に関する条例及 び安中市土砂等による埋立て 等の規制に関する条例施行規 則によって、土砂等埋立等区域 が 500 m²未満(3,000 m²以 上は県許可が必要)、主として自 己の居住の用に供する住宅の 建築のために行う土砂等による 埋立て等や主として住宅の用に 供する土地の開発のために行う 土砂等による埋立て等で届出を したものなどについては許可申 請は必要ありません。 許可が必要となる埋立等に つきましては、申請時に埋立等 区域の計画平面・断面図、土砂 等の予定容量計算書、構造の安</p>

		<p>宅地造成する時の搬入業者にはどこから、どのくらいの量と中身の検査及び記録を残しておくことの義務付けが必要です。</p> <p>埋め立て造成や盛り土造成する業者についてはどこから、量、中身、の届け出の義務、記録保管の義務付けが必要です。(区長又は地域環境委員、市環境政策課へ)</p> <p>更に土砂を搬入する時間帯を制度化して夜間 17 時～朝 6 時までは搬入禁止とする。(仮)実際には夜間搬入されているのが現状です。</p> <p>搬入する土砂の中身の検査は必要最低限の項目について 1 場所毎に報告する。</p> <p>土砂の量については月 1 回の報告をする。といった規制条例が必要に思います。</p> <p>現状では実態把握する G メンバーがいない為、どんな物がどのくらいの量が搬入されているか全く不明です、調査する者がいないので搬入者、及び業者に義務を課すことが必要です。</p> <p>住民からの通報や苦情等を積極的に聞き取るための連絡先の PR も必要です。</p> <p>最近太陽光発電設置場所においても相当の量の土砂が搬入されています。今にも崩れそうな状態の上に設置されているところも見られます。土砂崩れの防止を図るための安全な工事することの規制等もあわせて必要に思います。</p>	<p>定計算を記載した書面、土砂等を搬出する場所の現況写真等の添付が必要となっています。</p> <p>また、許可後実際に土砂を搬入する前に、搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が次条に規定する基準に適合していることを証する書面等の届出が必要となっています。</p> <p>搬入後には埋立等区域で職員立会いの上、土壤検査のための試料を採取しなければならないとなっています。</p> <p>今回の条例改正では、提出書類や立会い等を廃止することは考えておりませんので、何処からの土砂か、搬入量、土壤基準は満たしているかといったことは、今までどおり把握してまいります。</p> <p>搬入の時間帯につきましては、道路交通のことを考え、交通量の少ない時間帯に行うなどの考えもあります。周囲が住宅地であるなど、状況によって配慮を求めてまいります。</p>
--	--	---	---

			住民が安心安全な暮らしができるよう新たな規制を講じてほしいものです。	
3	全般		<p>配布資料が、概要と条例(案)しかなく、内容を理解するのに多大な時間、労力を必要とした。</p> <p>職員数に限りがあり、日々の業務で忙殺殺されて難しいとは思うのだが、仙台市のような一般市民にもわかりやすい資料を作成、配布していただけるとありがたく、多くの市民が意見を出しやすいと思う。</p>	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
4	全般		<p>仙台市の条例案では、より厳しい規制を行うため中間検査を行うとあった。</p> <p>確かに、違法行為が完了してから改善命令や措置命令を発するよりも、できるだけ早くに違法行為を発見し対処することが自然豊かな安中市と安全安心な市民生活を守ることにつながる。</p> <p>これも限られる職員数、予算の中で行う必要があり難しいとは思うが検討してほしい。</p>	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
5	1	第2条(2)	・「埋立て等」について、「土地の埋立て、盛土その他土砂等の堆積(製品の製造又は加工の為の原材料の埋立て、盛り土その他の土砂等の堆積を除く。)をいう」と記しているが、「土地を掘削して、その中に搬入した土砂を埋立て、その上に覆土をする」場合も、「埋立て等」に該当します。よって記載の事案であれば、許可申請が必要となります。	

6	1	第2条(3)	<p>・「小規模特定事業」について、「土砂等埋立等区域(土砂等による埋立て等を行う区域を言う。以下同じ。)以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業」と記してあるが、実態は県外からいかがわしい物質を混入した明らかに色や性状の異なる危険な土砂状物質が持ち込まれ埋め立てられている。こうした物質の越境を抑止するため、「土砂等埋立等区域(土砂等による埋立て等を行う区域を言う。以下同じ。)以外の群馬県内にある場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業」と訂正すべきである。</p> <p>・同じく、「当該土砂等埋立て等区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものという」と記しているが、また、県では、埋立て等面積が3000平方メートル未満であっても、別の土地から掘削・採取された土砂が搬入・埋立てされた場合、その掘削・採取による形質変更土地の面積を足し合わせた面積が3000平方メートルを超える場合、県土砂条例が適用されるとしている。このため、市条例においても、「但し、埋立て等面積が500平方メートル未満であっても、別の土地から掘削・採取された土砂が搬入・埋立てされた場合、その掘削・採取による形質変更土地の面積を足し合わせた面積が</p>
---	---	--------	--

			500平方メートルを超える場合、市土砂条例が適用される」と付け加えるべきである。	
7	2	第3条	・「群馬県が講ずる土砂等による埋立て等に関する施策について必要に応じて協力するものとする」とあるが、県の施策が適切であるかのような記載は問題である。よって、「必要に応じて」以降を、「それが適切であると判断されれば協力し、不適切であると判断される場合は是正等を求めるものとする」に訂正すべきである。	必要に応じて協力するものであり、明らかに法令等に違反しているなど、必要と判断できない場合には協力いたしません。
8	2	第4条	・「土壤の汚染を生じさせるおそれのある土砂等」と記しているが、その定義が曖昧である。よって「農用地の場合は、農用地土壤汚染防止法、その他土地の場合は土壤汚染対策法に基づく土壤環境基準に照らして、クリアできないおそれのある土砂等」に訂正すべきである。	埋め立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準につきましては第6条にて環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。としています。
9	2	第5条	・「当該土砂等が土壤の汚染を生じさせるおそれがある場合」と記しているが、その定義が曖昧である。よって「当該土砂等が、農用地の場合は、農用地土壤汚染防止法、その他土地の場合は土壤汚染対策法に基づく土壤環境基準に照らして、クリアできないおそれのある場合」に訂正すべきである。	安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1に定めています。
10	2	第6条	・「環境基本法第16条第1項に規定する土壤の汚染に係る環境基準に準じて」と記しているが、この後に「農用地の場合は、農用地土壤汚染防止法	番号9と同様

			に定める基準に準じて」を付け加えるべきである。	
11	3	第7条第1項	・「小規模特定事業の用に供する区域ごとに、市長の許可を受けなければならない」と記しているが、わざと 3000 m ² 未満で小規模特定事業として申請し、その後、時間差で同様な小規模事業を追加申請することで、安中市土砂条例の杜撰手続きを見透かした不良業者がいる。しかも、こうしたやり方を「群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課不法投棄対策係から指南された」と不良業者が豪語する始末である。よって「隣接地や100m以内の近隣地で半年以内に小規模特定事業が申請され、その合計面積が 3000 m ² を超える場合、群馬県に情報共有して、小規模特定事業から群馬県土砂条例事業に申請変更を義務付ける」と付け加えるべきである。	ご意見ありがとうございます。必要に応じ、群馬県へは情報提供、通報等をさせていただいております。 群馬県土砂条例について、その運用や内容を安中市で変更、改正等をすることはできません。
12	4	第7条第4項	・「3 年を超えて申請することができない」と記しているが、3 年は工期的に余りにも長すぎるため、「1 年を超えて申請することができない」と現実に即して訂正すべきである。	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
13	4	第8条(1)	【小規模特定事業の許可の基準に制限領域を設ける】 小規模特定事業は、3,000 m ² 以下の埋め立て事業について適用されるが、下記のような場所には制限を設けていただきたい。その旨を許可の基準に追記する。 1. 大雨等で埋立て造成地が崩	1. 安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第 8 条第 1 項条例第 8 条第 2 号の規則で定める技術上の基準は、別表第 2 のとおりとする。とあり崩れないような工事が必要となっています。 意見等の中で、「埋立てした産業廃棄物が用水や河川に流れ

		<p>れて、用水路や河川にかかるおそれのある場所は不許可とする。</p> <p>(理由;松井田町坂本小萱地区の小規模特定事業では傾斜地の下に坂本用水や霧積川が流れている。造成地が崩れて埋立てした産業廃棄物が用水や河川に流れ出した場合、碓氷川の表流水を取り入れている浄水場があるので人体への影響が懸念される。)</p> <p>(別紙資料の例では造成地の下方に坂本用水や霧積川が流れている。霧積川は碓氷川に合流する。このような場所に小規模特定事業を許可するには不適切。)</p> <p>2. 安中市が発行した安中市遺跡分布地図の埋蔵文化包蔵地では小規模特定事業を許可しない。</p> <p>(理由;遺跡や遺構の破壊を防ぎ景観を守るため。)</p>	<p>出した場合」とありますが、前提として産業廃棄物は河川等関係なく埋立てしてはいけない物です。</p> <p>2. 埋蔵文化包蔵地であるという理由で不許可とすることはありませんが、文化財保護法に則って届出が必要とあり、場合によっては試掘・発掘をしてもらうことになります。</p>
14	4	<p>第8条(1)</p> <p>【小規模特定事業の許可の基準に盛土の高さと傾斜】</p> <p>小規模特定事業の許可の基準には、盛土の高さと盛土の傾斜の規定はあるのでしょうか？無ければ設けていただきたい。</p> <p>事例として、傾斜地を埋め立てて整地する場合に、傾斜が低い側は埋め立てた盛り土の高さが高くなります。</p> <p>高さが高くなると、大雨等で埋立て造成地が崩れ易くなります。そこで崩れにくいように傾斜を緩やかにしたり盛土の高さを制限することが必要だ</p>	<p>安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第1項条例第8条第2号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。とあり、傾斜地の措置や勾配などの技術上の基準を設けています。</p>

		<p>と思います。</p> <p>盛土の高さ寸法や傾斜度は測定してませんが、このような状況で安中市の基準に適合しているのでしょうか？傾斜地の下に坂本用水や霧積川が流れています。</p> <p>造成地が崩れて埋立てした産業廃棄物が用水や河川に流れ出した場合、下流の碓氷川に表流水を取り入れている淨淨水場があるので有害物質が含まれていた場合に人体への影響が懸念されます。</p>	
15	4	<p>【小規模特定事業の繰り返し申請の禁止を求む】</p> <p>小規模特定事業は、3,000 m³以下の埋め立て事業について適用されるが、短期間に申請を複数回繰り返して、それが許可されて、結果として3,000 m³を超えて無制限に埋立てが造成が為されている事例がある。第8条(1)アに市長が許可しない条件として、「小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」という規定がある。</p> <p>例えば、半年の間に3回申請を繰り返して、しかも隣接地である。こういう場合は、3,000 m³以下という規定を搔い潜り脱法的な手法だと考えらる。「不正又は不誠実な行為」に該当すると思われますが、安中市では許可されている。(別紙資料参照)</p> <p>第8条に、このような脱法的な</p>	<p>現行の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例では、500 m³以上3,000 m³未満の小規模特定事業が許可申請の対象であり、3,000 m³以上の場合には群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例で許可申請の対象になっており、3,000 m³未満でも以上でも許可申請は必要です。</p> <p>「小規模特定事業の繰り返し申請は認めない」という規制の追加につきましては、事業内容によってその行為が必須の場合も考えられ、そのものを規制することはできないと考えます。</p> <p>合計して面積が3,000 m³以上となる事業については県に確認してまいります。</p>

			申請が許可されないように「小規模特定事業の繰り返し申請は認めない」という文言を追加していただきたい。 松井田町坂本小萱地区では、隣接地で小規模特定事業の許可が繰り返され(2023年7～12月で許可が3件、2024年4月に業者名を変えて1件、計4件の埋め立て造成が行われている。	
16	4	第8条(1)ア	・「小規模特定事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と記しているが、これでは曖昧すぎる。このあとに、「提出書類に虚偽が発覚したり、土砂等の搬入や埋立て等において、不正が発覚したりした場合を含む」と付け加えるべきである。	未届けや書類不備等による改善命令や措置命令への違反では許可取消や罰則や設けられており、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由に当たると想定しております。
17	5	第8条(5)追加	・「申請対象土地が以下に該当していないこと」として、 ア 地滑り防止区域 イ 土壤汚染対策法要措置区域 ウ 農用地土壤汚染防止法対策地域 エ 埋蔵文化財包蔵地 オ その他、安中市が不適切だと判断した場所	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
18	6	第9条第4項	・「1年を超えて小規模特定事業の期間の変更をすることはできない」と記しているが、足掛け3年+1年もの長い期間まで変更を認めること自体問題である。よって「半年を超えて…」と訂正すべきである。	ご意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。
19	9	第16条	【土壤の検査と土壤基準について】	①土壤汚染対策法施行規則第6条第3項に基づき規定しており

		<p>安中市の担当部署の説明では、</p> <p>①工事終了後の土壤検査の試料は、地表から50cm掘削した地点の土砂で土壤基準の基準値以下になっているかを調べることであるが、地表から50cmでは浅くて埋め立てた土砂に達していない。掘削する深さは、埋め立てた土砂の深さまでとすべきだと思います。</p> <p>②各地でPFASの水道への影響が懸念されています。現時点の安中市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の土壤基準にはPFASは規定されていないこと。土壤基準にPFASを追加するようお願いします。(別紙写真のように、用水路や河川の近くで小規模特定事業で産廃を含む廃土を埋め立てた場合、大雨での崩壊や地下水への浸透が懸念されます。</p>	<p>ます。ご理解の程お願ひいたします。</p> <p>②PFASにつきましては、現在、水道水に対する暫定の基準値は設定されています。土壤への基準値も今後の検討により設定されるかと思われますので、基準値の設定がなされれば、市でも規定するよう検討いたします。</p>	
20	9	第16条第1項	・「許可事業者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該小規模特定事業区域内の土砂等の検査(小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、当該水の検査を含む。以下「土壤検査」という。)を実施し」と記しているが、「規則」の内容が不明確である。現状の問題として以下に指摘しておきたい。埋立て事業完了後の土壤検査について、安中市は、地表から50センチ程度掘削した場所の土砂のサンプリングでよいと、事業	番号 19 と同様

			<p>者に指導しているが、これでは、実際に埋め立てた土砂の厚さに届かない場合があまりにも多過ぎる。よって、「規則で定めるところにより」の「規則」のあとに、「(埋め立てた土砂の堆積厚の最深地点までサンプリングすること)」を付け加えるべきである。また、「小規模特定事業区域から排出される水がある場合には、当該水の検査を含む」と記しているが、この場合、下流地域における水道施設による取水の可能性や、周辺の井戸等による地下水採水による飲用可能性を考慮し、フッ素化合物のPFAS や PFOS の検査も義務付けるべきである。</p>	
21	16	第32条	<p>違法な埋め立て等は陸上からの監視が困難で、市民の目も届きにくい。</p> <p>行き違いがあれば申し訳ないが、群馬県の防災ヘリを利用しての上空からの定期的な監視を行なって、違法な埋め立て等を早期に発見し、早期に対応してもらいたい。</p>	群馬県防災ヘリコプターの運用として、県内全域の監視は困難と考えられます。